

## 令和 8 年度物価高騰対応国内資源由来肥料転換モデル事業公募要領

### 1 補助制度の内容

#### (1) 補助金名

物価高騰対応国内資源由来肥料転換モデル事業費補助金

#### (2) 補助金交付の目的

化学（無機質）肥料は、原料の大部分を輸入に依存し国際価格の影響を受けやすくなっています。一方、国内資源由来の有機質肥料は安価なものの肥料成分が低いため散布に手間を要するだけでなく、効果が不安定であるためその利用が進んでいません。また、化学肥料代替技術として注目される緑肥は栽培、利用に専用の機械が必要となるため普及が進んでいません。

そこで、国内資源由来肥料の活用技術の確立や既に確立した技術の普及拡大に必要な機械の導入を支援することで、化学肥料からの転換及び肥料コスト低減につながるモデル体系を確立し、普及拡大を図ります。

#### (3) 補助事業の内容

化学肥料価格の高騰及び変動の影響を受けにくい国内資源由来肥料（国内資源由来肥料の割合が重量の 30%以上のもものとします）や緑肥（以下「国内資源由来肥料等」という。）の利用拡大に向けて実施する技術の実証及び機械等の導入について、予算の範囲内において補助します。補助対象経費の詳細は物価高騰対応国内資源由来肥料転換モデル事業実施要領（以下「実施要領」という。）別表 1 のとおりとします。

なお、対象作物は「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」における三重県慣行レベルの定めがある作物（茶を除く。）とします。

#### (4) 補助率（上限額）

補助率は実施要領別表 1 のとおりとします。

#### (5) 補助対象者

この事業の実施主体は、県内で農業を営む農業者等であって、以下の要件をすべて満たす者とします。

- ア 認定農業者または農業者が組織する団体等であること
- イ 導入する設備・資材の耐用年数期間以上、経営を継続する意思のあること
- ウ 国内資源に由来する重量が 30%以上の国内資源由来肥料等を活用し、

化学肥料からの転換に取り組む

エ 事業の適切な遂行のため、普及指導員に指導・助言を求めること

## 2 申請手続

事業の活用を希望される方は、令和8年5月15日（金）17時（必着）までに、以下の書類を持参、郵送またはEメールで管轄の県農林事水産（農林・農政）事務所へ提出してください。郵送またはEメールで提出される場合は、必ず電話にて到達を御確認ください。

### (1) 提出資料

実施要領別表2に定める書類

### (2) 提出先・お問合せ先

| 申請者の所在地                      | 管轄する県事務所   |
|------------------------------|--|
| いなべ市、桑名市、木曾岬町、東員町            | 桑名農政事務所 農政室 地域農政課<br>〒511-8567 桑名市中央町 5-71<br>(桑名庁舎2階)<br>TEL:0594-24-7421<br>E-mail:wnosei@pref.mie.lg.jp     |
| 四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町     | 四日市農林事務所 農政室 地域農政課<br>〒510-8511 四日市市新正 4-21-5<br>(四日市庁舎4階)<br>TEL:059-352-0629<br>E-mail:ynorin@pref.mie.lg.jp |
| 津市                           | 津農林水産事務所 農政室 地域農政課<br>〒514-8567 津市桜橋 3-446-34<br>(津庁舎3階)<br>TEL:059-223-5102<br>E-mail:tnorin@pref.mie.lg.jp   |
| 松阪市、多気町、明和町、大台町              | 松阪農林事務所 農政室 地域農政課<br>〒515-0011 松阪市高町 138<br>(松阪庁舎4階)<br>TEL:0598-50-0515<br>E-mail:mnorin@pref.mie.lg.jp       |
| 伊勢市、鳥羽市 志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町 | 伊勢農林水産事務所 農政室 地域農政課<br>〒516-8566 伊勢市勢田町 628 番地   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | 2 (伊勢庁舎 2 階)<br>TEL:0596-27-5164<br>E-mail:inorin@pref.mie.lg.jp  |
| 伊賀市、名張市     | 伊賀農林事務所 農政室 地域農政課<br>〒518-8533 伊賀市四十九町 2802<br>(伊賀庁舎 5 階)<br>TEL:0595-24-8108<br>E-mail:gnorin@pref.mie.lg.jp               |
| 紀北町、尾鷲市     | 尾鷲農林水産事務所 農政・農村基盤室<br>地域農政課<br>〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号<br>(尾鷲庁舎 5 階)<br>TEL: 0597-23-3498<br>E-mail:onorin@pref.mie.lg.jp |
| 熊野市、御浜町、紀宝町 | 熊野農林事務所 農政室 地域農政課<br>〒519-4393 熊野市井戸町 371<br>(熊野庁舎 4 階)<br>TEL:0597-89-6122<br>E-mail:knorin@pref.mie.lg.jp                 |

(3) 提出部数 (持参、郵送の場合) : 2 部

(4) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された事業実施計画書等は返却できないので御了承ください。
- イ 事業実施計画等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読の上、注意して提出書類を作成してください。
- ウ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。
- エ 応募要件を有しないものが提出した事業実施計画書等は無効とします。
- オ 審査後の提出書類の差し替えは認められません。
- カ 事業実施計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

### 3 事業の審査について

- (1) 公募の締め切り終了後、速やかに県で審査を実施し、事業の採択を決定します。
- (2) 審査により、適当と認められた事業実施計画について、成果目標のポイントが上位の計画から、予算の範囲内において採択をするものとし

ます。

(3) 審査の結果、採択されない場合があります。

(4) 予算に限りがあるため、審査の結果によっては補助金を減額することがあります。

#### 4 補助金手続の流れ

| 時期                          | 実施内容   |
|-----------------------------|--|
| 4月17日(金)                    | 【県】事業の公募開始   |
| 5月15日(金)<br>県事務所17時〆切       | 【申請者】必要資料の提出<br>事業実施を希望する者は、必要資料(実施要領別表2を参照)を県農林水産(農政・農林)事務所へ提出してください。   |
| ～5月29日(金)迄                  | 【県】審査を実施<br>提出された事業実施計画について審査を行い、事業の採択を決定し、その結果を申請者に通知します。   |
| 事業の採択通知受領後<br>(5月29日迄に採択通知) | 【事業実施主体】(必要に応じ)補助金交付決定前着手届の提出<br>交付決定前着手届を提出することで、交付決定前でも事業開始が可能です。ただし、交付決定前の着手は、交付決定までのあらゆる損失等が自らの責任となること、審査の結果交付に至らない場合もあることを了解の上で行ってください。 |
| 上記採択通知から2週間以内               | 【事業実施主体】交付申請書の提出<br>採択された事業者は、交付申請書を県農林水産(農政・農林)事務所に提出してください。  |
| 6月中旬以降                      | 【県】交付の決定   |

#### 5 事業実施に当たっての注意事項等

(1) 事業申請

ア 補助対象となる期間は、交付決定日（又は補助金交付決定前着手届提出日）かつ発注日以降、令和9年3月12日までです。

イ 補助率は実施要領別表1のとおりとし、予算を上回る応募があった場合、ポイント上位者から順に予算の範囲内で交付するものとします。

(2) 事業実施中

事業実施期間中に県職員が取組状況を確認する場合があります。

(3) 事業終了後

ア 事業実施後、実績報告書の提出が必要です。

イ 事業実施後、実施要領別表2に定める資料を確認します。

ウ 本事業は会計検査院により実施される会計実地検査の対象となることがあり、その際は関係書類の提示を求められることがあります。補助事業に関する関係書類は事業完了後5年間必ず保管してください。

6 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守っていただく必要があります。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、農林水産部関係補助金等交付要綱（平成24年3月30日三重県公告第249号）及び農産物安全・流通課関係補助金等交付要領に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。